



平成 29 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 沖 電 線 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 来 住 晶 介
(コード番号 5815 東証第一部)
問 合 せ 先 I R 室 長 内 藤 雅 英
(TEL. 044-766-3171)

(訂正)「沖電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社が平成 29 年 10 月 31 日付で公表いたしました「沖電気工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

併せて、その添付資料である平成 29 年 10 月 31 日付「沖電線株式会社（証券コード 5815）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」が、本日、沖電気工業株式会社により一部訂正されましたので、添付資料のとおりお知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(訂正前)

(前略)

(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	公開買付者は、当社株式 1,307,540 株（所有割合（注 2）：36.21%）を直接所有し、また、公開買付者の完全子会社である沖ウィンテック株式会社（以下「沖ウィンテック」といいます。）及び株式会社 OK I プロサーブ（以下「OK I プロサーブ」といいます。）を通じて当社株式 38,407 株（所有割合：1.06%）を間接所有（注 3）しており、当社を持分法適用関連会社としております。 当社は退職給付信託した株式を含めて公開買付者の発行済株式の 0.43% に相当する公開買付者の普通株式 375,600 株を所有しております。
人 的 関 係	本日現在、当社の社外取締役 1 名が、公開買付者の子会社の

	代表取締役を兼務しております。また、当社の社外監査役1名は、公開買付者の子会社の取締役を兼務し、1名は公開買付者の従業員を兼務しております。
取引関係	公開買付者グループと当社との間には商品の仕入や販売等に関する取引があります。
関連当事者への該当状況	当社は、公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(注1) 公開買付者が平成29年6月23日に提出した第93期有価証券報告書より引用しております。

(注2) 「所有割合」とは、当社が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に、当社が平成29年10月1日を効力発生日として行った当社株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、当社決算短信に記載された平成29年9月30日現在の当社が所有する自己株式数(2,885,388株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

(注3) 公開買付者の完全子会社である沖ウィンテックは当社株式26,600株(所有割合:0.74%)、OKIプロサーブは当社株式11,807株(所有割合:0.33%)をそれぞれ所有しているとのことです。なお、公開買付者は沖ウィンテック及びOKIプロサーブとの間で、本公開買付けの応募に関する合意等は行っていないとのことです。

(訂正後)

(前略)

(8) 当社と公開買付者の関係	
資本関係	公開買付者は、当社株式1,307,540株(所有割合(注2):36.21%)を直接所有し、また、公開買付者の完全子会社である沖ウィンテック株式会社(以下「沖ウィンテック」といいます。)及び株式会社OKIプロサーブ(以下「OKIプロサーブ」といいます。)を通じて当社株式38,407株(所有割合:1.06%)を間接所有(注3)しており、当社を持分法適用関連会社としております。 当社は退職給付信託した株式を含めて公開買付者の発行済株式の0.43%に相当する公開買付者の普通株式375,605株を所有しております。
人的関係	本日現在、当社の社外取締役1名が、公開買付者の子会社の代表取締役を兼務しております。また、当社の社外監査役1

	名は、公開買付者の子会社の取締役を兼務し、1名は公開買付者の従業員を兼務しております。
取引関係	公開買付者グループと当社との間には商品の仕入や販売等に関する取引があります。
関連当事者への該当状況	当社は、公開買付者の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

(注1) 公開買付者が平成29年6月23日に提出した第93期有価証券報告書より引用しております。

(注2) 「所有割合」とは、当社が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された当社が平成29年10月1日を効力発生日として行った当社株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、当社決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた(※)株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

※ 上記の自己株式数(288,438株)の他に、株主名簿上は当社名義となっている株式が1,000株(平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した株式数は100株)あることから、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社が所有する自己株式数を288,538株として記載しているとのことです。以下、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数において同じとします。

(注3) 公開買付者の完全子会社である沖ウィンテックは当社株式26,600株(所有割合:0.74%)、OKIプロサーブは当社株式11,807株(所有割合:0.33%)をそれぞれ所有しているとのことです。なお、公開買付者は沖ウィンテック及びOKIプロサーブとの間で、本公開買付けの応募に関する合意等は行っていないとのことです。

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針

(訂正前)

公開買付者は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、公開買付者グループは、公開買付者、連結子会社90社及び持分法適用関連会社5社で構成されているとのことです。公開買付者は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、

提供を 135 年余に亘って続けてきたとのことです。公開買付者グループは平成 29 年 5 月 26 日、平成 31 年度（平成 32 年 3 月期）を最終年度とする 3 カ年計画「中期経営計画 2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しているとのことです。

（後略）

（訂正後）

公開買付者は、昭和 26 年 11 月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成 29 年 10 月 1 日時点で、公開買付者グループは、公開買付者、連結子会社 90 社及び持分法適用関連会社 4 社で構成されているとのことです。公開買付者は、明治 14 年 1 月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を 135 年余に亘って続けてきたとのことです。公開買付者グループは平成 29 年 5 月 26 日、平成 31 年度（平成 32 年 3 月期）を最終年度とする 3 カ年計画「中期経営計画 2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しているとのことです。

（後略）

（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 買付予定数の下限の設定

（訂正前）

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 1,170,800 株（所有割合：32.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,170,800 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、買付予定数の下限（1,170,800 株）は、(i) 当社決算短信に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（38,990,870 株）に平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数（3,899,087 株）から、(ii) 当社決算短信に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の当社が所有する自己株式数（2,885,388 株）に平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の効果を反映した自己株式数（288,538 株）並びに (iii) 公開買付者の完全子会社である沖ウィンテック及び OKI プロサーブがそれぞれ所有する当社株式の合計数（38,407 株）並びに公開買付者が所有する当社株式の数（1,307,540 株）をそれぞれ控除した株式数（2,264,602 株）の過半数に相当する株式数（1,132,302 株。これは、公開買付者の非利害関係者が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する当社株式の数にあたります。）を基礎として、これに公開買付者の完全子会社である沖ウィンテック及び OKI プロサーブがそれぞれ所有

する当社株式の合計数（38,407株）を加えた株式数（1,170,709株）の1単元（100株）の倍数に切り上げた数（1,170,800株）とのことです。これにより、当社の少数株主の皆様のご意思を重視して、公開買付けの利害関係者以外の株主の皆様のご過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

（訂正後）

本公開買付けにおいて、公開買付け者は、買付け予定数の下限を1,170,800株（所有割合：32.43%）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付け予定数の下限（1,170,800株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。一方、本公開買付けにおいて、公開買付け者は、買付け予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付け予定数の下限（1,170,800株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、買付け予定数の下限（1,170,800株）は、(i) 当社決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数（3,899,087株）から、(ii) 当社決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数（288,438株）に100株を加えた株式数（288,538株）並びに (iii) 公開買付け者の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する当社株式の合計数（38,407株）並びに公開買付け者が所有する当社株式の数（1,307,540株）をそれぞれ控除した株式数（2,264,602株）の過半数に相当する株式数（1,132,302株。これは、公開買付け者の非利害関係者が所有する当社株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する当社株式の数にあたります。）を基礎として、これに公開買付け者の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する当社株式の合計数（38,407株）を加えた株式数（1,170,709株）の1単元（100株）の倍数に切り上げた数（1,170,800株）とのことです。これにより、当社の少数株主の皆様のご意思を重視して、公開買付けの利害関係者以外の株主の皆様のご過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしているとのことです。

（参考）

平成29年11月10日付「（訂正）公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「沖電線株式会社株式（証券コード5815）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び「公開買付け開始公告」の訂正に関するお知らせ」（別添）

以上

平成 29 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 沖 電 気 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 鎌 上 信 也
コ ー ド 番 号 6 7 0 3 東 証 第 1 部
問 合 せ 先 I R 室 長 山 内 篤
電 話 番 号 0 3 - 3 5 0 1 - 3 8 3 6

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「沖電線株式会社株式(証券コード 5815)に対する公開買付けの開始に関する
お知らせ」の訂正及び「公開買付開始公告」の訂正に関するお知らせ

沖電気工業株式会社(以下「当社」といいます。)が、平成 29 年 10 月 31 日付で公表した沖電線株式会社(証券コード 5815、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部上場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関して、平成 29 年 11 月 1 日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第 27 条の 8 第 1 項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を平成 29 年 11 月 10 日付で関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、平成 29 年 10 月 31 日付「沖電線株式会社株式(証券コード 5815)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び平成 29 年 11 月 1 日付の「公開買付開始公告」の内容につき、下記のとおり訂正いたしますので、併せてお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

また、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではございません。

記

I. 平成 29 年 10 月 31 日付「沖電線株式会社株式(証券コード 5815)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正の内容

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

(注 1) 「所有割合」とは、対象者が平成 29 年 10 月 31 日に公表した「平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信」といいます。)に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(38,990,870 株)に、対象者が平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として行った対象者株式 10 株を 1 株の割合で併合する株式併合(以下「平成 29 年 10 月 1 日付株式併合」といいます。)の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087 株)から、対象者平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 29 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388 株)に、平成 29 年 10 月 1 日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538 株)を控除した株式数(3,610,549 株)に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者平成30年3月期第2四半期決算短信」といいます。)に記載された対象者が平成29年10月1日を効力発生日として行った対象者株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた(※)株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

(※) 対象者によれば、上記の自己株式数(288,438株)の他に、株主名簿上は対象者名義となっている株式が1,000株(平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した株式数は100株)あることから、本公開買付けにおいては、対象者が所有する自己株式数を288,538株として記載しております。以下、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した対象者が所有する自己株式数において同じとします。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針

(訂正前)

当社は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、当社グループは、当社、連結子会社90社及び持分法適用関連会社5社で構成されています。当社は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を135年余に亘って続けてまいりました。当社グループは平成29年5月26日、平成31年度(平成32年3月期)を最終年度とする3カ年計画「中期経営計画2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しています。

<後略>

(訂正後)

当社は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、当社グループは、当社、連結子会社90社及び持分法適用関連会社4社で構成されています。当社は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を135年余に亘って続けてまいりました。当社グループは平成29年5月26日、平成31年度(平成32年3月期)を最終年度とする3カ年計画「中期経営計画2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しています。

<後略>

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 買付予定数の下限の設定

(訂正前)

本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の下限を1,170,800株(所有割合:32.43%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(1,170,800株)は、(i)対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、(ii)対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)並びに(iii)当社の完全子会社である沖ウインタック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数(38,407株)並びに当社が所有する対象者株式の数(1,307,540株)をそれぞれ控除した株式数(2,264,602株)の過半数に相当する株式数(1,132,302株。これは、当社の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者株式の数にあたります。)を基礎として、これに当社の完全子会社である沖ウインタック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数(38,407株)を加えた株式数(1,170,709株)の1単元(100株)の倍数に切り上げた数(1,170,800株)となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様を重視して、当社の利害関係者以外の株主の皆様を過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(訂正後)

本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の下限を1,170,800株(所有割合:32.43%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(1,170,800株)は、(i)対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、(ii)対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた株式数(288,538株)並びに(iii)当社の完全子会社である沖ウインタック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数(38,407株)並びに当社が所有する対象者株式の数(1,307,540株)をそれぞれ控除した株式数(2,264,602株)の過半数に相当する株式数(1,132,302株。これは、当社の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(majority of minority)」に相当する対象者株式の数にあたります。)を基礎として、これに当社の完全子会社である沖ウインタック及びOKIプロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数(38,407株)を加えた株式数(1,170,709株)の1単元(100株)の倍数に切り上げた数(1,170,800株)となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様を重視して、当社の利害関係者以外の株主の皆様を過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

(訂正前)

<前略>

⑧ 上場会社と対象者の関係	資本関係	当社は、対象者株式 1,307,540 株（所有割合：36.21%）を直接所有し、また、当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブを通じて対象者株式 38,407 株（所有割合：1.06%）を間接所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。対象者は退職給付信託した株式を含めて当社の発行済株式の 0.43%に相当する当社の普通株式 <u>375,600</u> 株を所有しております。
	人的関係	当社の子会社の代表取締役 1 名が対象者の社外取締役を兼務し、当社の従業員 1 名及び当社の子会社の取締役 1 名が対象者の社外監査役をそれぞれ兼務しております。
	取引関係	当社グループと対象者との間には商品の仕入や販売等に関する取引があります。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

<後略>

(訂正後)

<前略>

⑧ 上場会社と対象者の関係	資本関係	当社は、対象者株式 1,307,540 株（所有割合：36.21%）を直接所有し、また、当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOKIプロサーブを通じて対象者株式 38,407 株（所有割合：1.06%）を間接所有しており、対象者を持分法適用関連会社としております。対象者は退職給付信託した株式を含めて当社の発行済株式の 0.43%に相当する当社の普通株式 <u>375,605</u> 株を所有しております。
	人的関係	当社の子会社の代表取締役 1 名が対象者の社外取締役を兼務し、当社の従業員 1 名及び当社の子会社の取締役 1 名が対象者の社外監査役をそれぞれ兼務しております。
	取引関係	当社グループと対象者との間には商品の仕入や販売等に関する取引があります。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

<後略>

(6) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

<前略>

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である2,303,009株を記載しております。これは、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)及び当社が所有する対象者株式(1,307,540株)を控除した株式数(2,303,009株)です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である2,303,009株を記載しております。これは、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた株式数(288,538株)及び当社が所有する対象者株式(1,307,540株)を控除した株式数(2,303,009株)です。

<後略>

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

<前略>

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成29年8月10日に提出した第116期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したもの)である36,105個を分母として計算しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成29年8月10日に提出した第116期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したもの)である36,105個を分母として計算しております。

<後略>

II. 平成29年11月1日付「公開買付け開始公告」の訂正の内容

1. 公開買付けの目的

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者平成30年3月期第2四半期決算短信」といいます。)に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に、対象者が平成29年10月1日を効力発生日として行った対象者株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に対する割合をいうものとし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注1) 「所有割合」とは、対象者が平成29年10月31日に公表した「平成30年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者平成30年3月期第2四半期決算短信」といいます。)に記載された対象者が平成29年10月1日を効力発生日として行った対象者株式10株を1株の割合で併合する株式併合(以下「平成29年10月1日付株式併合」といいます。)の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた(※)株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に対する割合をいうもの

とし、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じとします。

(※) 対象者によれば、上記の自己株式数(288,438株)の他に、株主名簿上は対象者名義となっている株式が1,000株(平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した株式数は100株)あることから、本公開買付けにおいては、対象者が所有する自己株式数を288,538株として記載しております。以下、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した対象者が所有する自己株式数において同じとします。

<後略>

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け実施後の経営方針

(訂正前)

当社は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、当社グループは、当社、連結子会社90社及び持分法適用関連会社5社で構成されています。当社は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を135年余に亘って続けてまいりました。当社グループは平成29年5月26日、平成31年度(平成32年3月期)を最終年度とする3カ年計画「中期経営計画2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しています。

<後略>

(訂正後)

当社は、昭和26年11月より東京証券取引所市場第一部に上場し、電子通信・情報処理・ソフトウェアの製造・販売及びこれらに関するシステムの構築・ソリューションの提供、工事・保守及びその他サービス等を主な営業品目として事業展開をしており、平成29年10月1日時点で、当社グループは、当社、連結子会社90社及び持分法適用関連会社4社で構成されています。当社は、明治14年1月に日本で初めて電話機を製造し、創業以来、「進取の精神」を持って情報社会の発展に寄与する商品の開発、提供を135年余に亘って続けてまいりました。当社グループは平成29年5月26日、平成31年度(平成32年3月期)を最終年度とする3カ年計画「中期経営計画2019」を策定・発表し、「安定して収益確保のできる会社」の実現のために「稼ぐ力の強化」に最注力し、持続的な成長と進化を遂げていくための基盤作りを推進しています。

<後略>

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑦ 買付予定数の下限の設定

(訂正前)

本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の下限を1,170,800株(所有割合:32.43%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(1,170,800株)は、(i) 対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、(ii) 対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に平成29年10月1日付

株式併合の効果を反映した自己株式数 (288,538 株) 並びに (iii) 当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOK I プロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数 (38,407 株) 並びに当社が所有する対象者株式の数 (1,307,540 株) をそれぞれ控除した株式数 (2,264,602 株) の過半数に相当する株式数 (1,132,302 株。これは、当社の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority)」に相当する対象者株式の数にあたります。) を基礎として、これに当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOK I プロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数 (38,407 株) を加えた株式数 (1,170,709 株) の1単元(100株)の倍数に切り上げた数 (1,170,800 株) となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様を重視して、当社の利害関係者以外の株主の皆様を過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(訂正後)

本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の下限を1,170,800株(所有割合:32.43%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。一方、本公開買付けにおいて、当社は、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,170,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(1,170,800株)は、(i)対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、(ii)対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた株式数(288,538株)並びに(iii)当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOK I プロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数(38,407株)並びに当社が所有する対象者株式の数(1,307,540株)をそれぞれ控除した株式数(2,264,602株)の過半数に相当する株式数(1,132,302株。これは、当社の非利害関係者が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority)」に相当する対象者株式の数にあたります。)を基礎として、これに当社の完全子会社である沖ウィンテック及びOK I プロサーブがそれぞれ所有する対象者株式の合計数(38,407株)を加えた株式数(1,170,709株)の1単元(100株)の倍数に切り上げた数(1,170,800株)となっております。これにより、対象者の少数株主の皆様を重視して、当社の利害関係者以外の株主の皆様を過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

2. 公開買付けの内容

(5) 買付予定の株券等の数

(訂正前)

<前略>

(注2)本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である2,303,009株に記載しております。これは、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に、平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)及び当社が所有する対象者株式(1,307,540株)を控除した株式数(2,303,009株)です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて当社が買付け等を行う対象者株式の最大数である2,303,009株を記載しております。これは、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた株式数(288,538株)及び当社が所有する対象者株式(1,307,540株)を控除した株式数(2,303,009株)です。

<後略>

(6) 買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合

(訂正前)

<前略>

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成29年8月10日に提出した第116期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(38,990,870株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(2,885,388株)に平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した自己株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したもの)である36,105個を分母として計算しております。以下(7)及び(8)において同様です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成29年8月10日に提出した第116期第1四半期報告書に記載された平成29年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数が対象者の総株主等の議決権の数に占める割合」の計算においては、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の発行済株式総数(3,899,087株)から、対象者平成30年3月期第2四半期決算短信に記載された平成29年10月1日付株式併合の効果を反映した平成29年9月30日現在の自己株式数(288,438株)に100株を加えた株式数(288,538株)を控除した株式数(3,610,549株)に係る議決権の数(1単元の株式数を100株として記載したもの)である36,105個を分母として計算しております。以下(7)及び(8)において同様です。

<後略>

(ご参考) 本公開買付けの概要

1. 対象者名

沖電線株式会社

2. 届出当初の買付け等の期間

平成 29 年 11 月 1 日 (水曜日) から平成 29 年 12 月 18 日 (月曜日) まで (32 営業日)

3. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 3,650 円

4. 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
2,303,009 (株)	1,170,800 (株)	— (株)

(注) 本公開買付けの詳細は、平成 29 年 10 月 31 日公表の「沖電線株式会社株式 (証券コード 5815) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおりであります。

以上